

TBBPA EU RA 及び RA RC いよいよ最終段階へ

2008. 2. 04 up

過日、TBBPA (CAS # 79-94-7) のEUリスク評価が終了したことをお伝えしたが、今回は、欧州委員会のSCHER = 欧州委員会内の組織 **the Scientific Committee on Health and Environmental Risks** が新たに付け加えるべき事項はないとのコメントを発表した。

TBBPAのリスク評価

<http://www.bsef-japan.com/index/files/EU%20RA-TBBPA%A1%DD%A4%CE%B8%BD%BE%F5.pdf>

SCHER の評価：

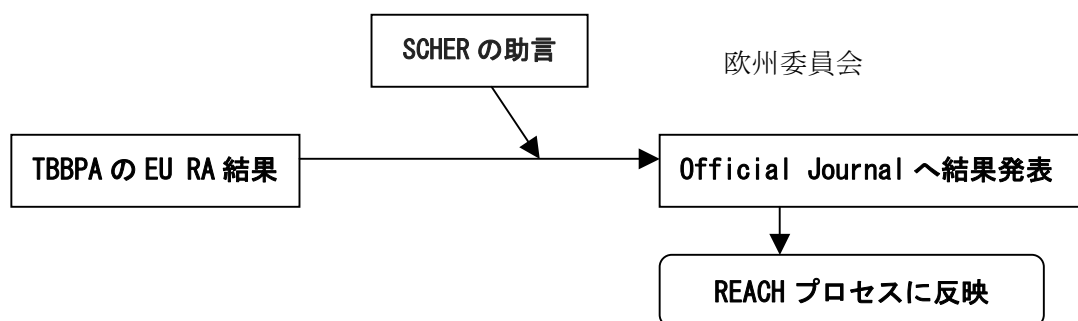
http://ec.europa.eu/health/ph_risk/committees/04_scher/docs/scher_o_071.pdf

この結果、近く、EC の Official Journal にこの SCHER の意見をベースに、TBBPA に関するリスク管理について発表をされると思われる。 なお詳しくは、最上段の HP を開いて欲しい。

なお、TBBPA から分解する可能性のある BPA (ビスフェノール A) に関するリスク評価が日本でも終了していて、下記のHPからその要約を見ることができる。

詳細リスク評価書シリーズ6 ビスフェノールA (要約)

http://unit.aist.go.jp/crm/mainmenu/BPA_executive_summary.pdf



以上。

【参考情報】

EU RA は、EU 加盟各国の代表によって、リスク評価 (RA) を実施した国 (TBBPA の場合英国) の報告 (ドラフト) を討議の上、決定する。

SCHER は、毒性 (人・環境毒性) の専門家の立場から、上記の結論に対してコメントする立場にある。

RA ⇒ RC (リスク管理=法・政治的決定) への最終ステップにある。

こうしたプロセスを経て、TBBPA は、特段の対応を打つべき、緊急性のある化学物質とは認識されなかった。 但し、化学物質である以上、可能性のある各段階から不用意に環境中への曝露をすべきではない。 日本では、第3種監視化学物質 (製造・輸入量の届出) また化管法での指定物質指定 (検討中) となっているが、生産・輸入・使用において特段の規制を受ける化学物質とはされていない。